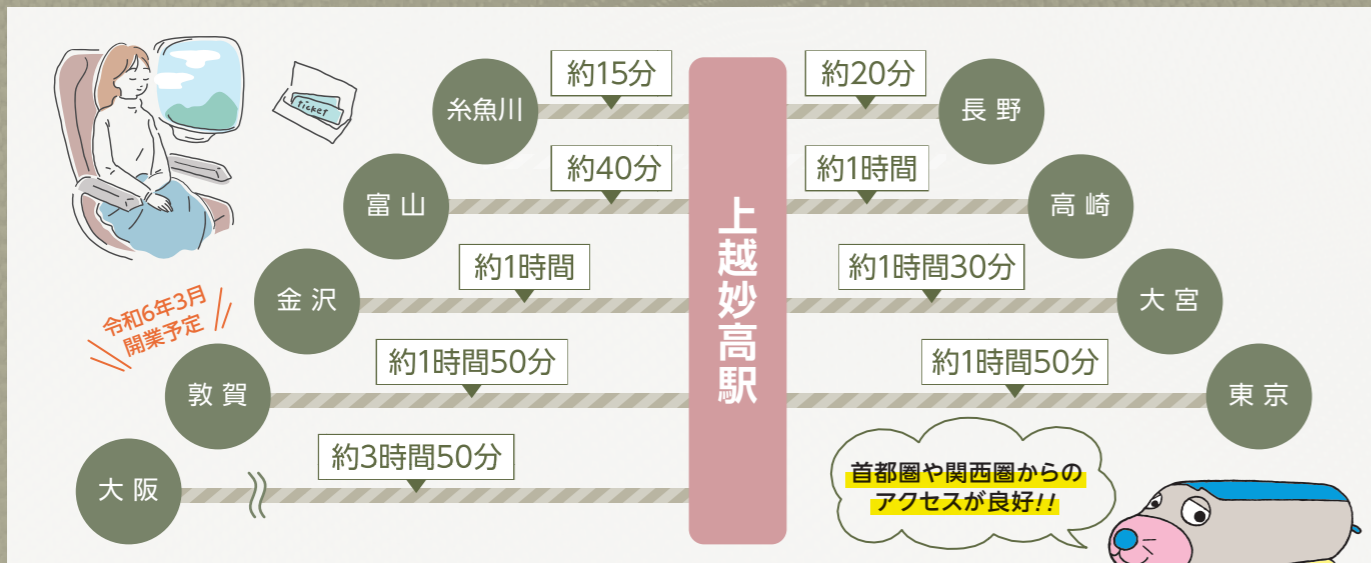


最新の土地利用状況図はコチラから▶



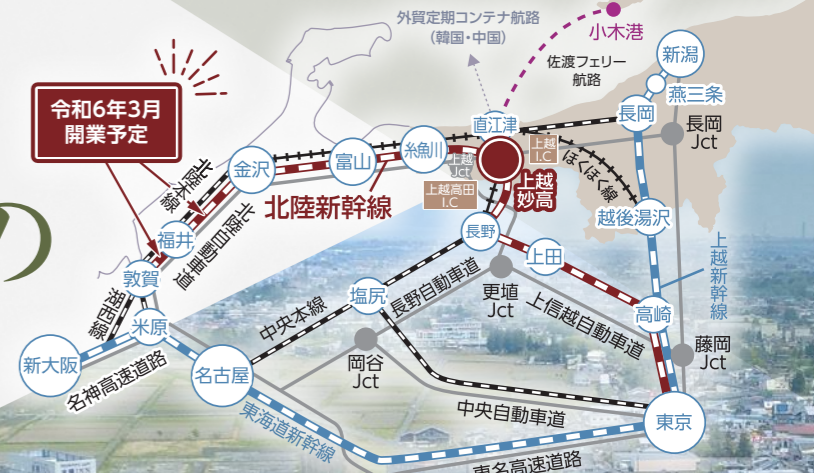
上越妙高駅と各都市との所要時間



上越妙高駅周辺地区商業地域への

# 進出企業 支援制度の ご案内

北陸新幹線  
新幹線  
在来線 (JR線)  
在来線 (地域鉄道)  
高速道路



- POINT 1 建物の建築資金の借入利子(最大10年)を一括払いで補助します
- POINT 2 賃貸オフィスに入居する企業の家賃の一部を補助します
- POINT 3 固定資産税相当額(土地を除く)を奨励金として交付します



上越妙高駅お出迎えキャラクター ウェルモ

新たな事業拠点・開発拠点は、北陸・甲信越地域の中心であり、東京からのアクセスが良好な上越市で!!

上越市は、新潟県の南西部、北信越地域の中央に位置しています。国際ハブ港・釜山港を經由して、アジア諸国や世界各国と繋がる重要港湾である直江津港のほか、北陸自動車道や上信越自動車道、北陸新幹線などの高速交通網を有しており、日本海側では、首都圏・関西圏・中京圏へのアクセスが最も良い都市の1つです。

北陸新幹線上越妙高駅周辺は、首都圏や北陸、関西地方を結ぶ玄関口としての特徴を踏まえ、観光やビジネスを目的とした来訪者をもてなすにふさわしい環境を整備するなど、交通結節点としての利便性や広域的な拠点性を高める機能の集積を図るとともに、IT企業等の進出や新産業の創出を促進しています。

上越妙高駅周辺地区商業地域への企業進出を心からお待ちしております。

問合せ先 ■上越市交通政策課 交通企画係 ■上越市産業立地課 産業立地推進係  
TEL.025-526-5111 <ホームページ> www.city.joetsu.niigata.jp



※このパンフレットは、令和5年4月1日時点の内容で作成しています。内容が見直される場合もありますので、制度の利用を検討される場合は、最新の情報をご確認ください。

支援制度の詳細は、リーフレットの内側をご覧ください▶



## 上越妙高駅周辺地区商業地域

# 建築資金借入利子前払事業補助金

建物の建築資金の借入利子(最大10年)を一括払いで補助します。  
借入利子を一括払いで補助を受けることにより、資金調達に係るコストを低減できます。

## 補助対象者

上越妙高駅周辺地区商業地域内において、上越市が指定する施設を新設する事業者のうち、金融機関から融資を受ける方

## 補助内容

建物の建築費用及び建築に付帯する設備にかかる費用の融資に係る利子支払額相当分(最大10年)を一括払いで補助します。

## 対象施設

- 1 オフィス
- 2 貸ビル(テナントビル)
- 3 宿泊施設
- 4 飲食店
- 5 小売店
- 6 金融機関
- 7 バス・タクシー
- 8 レンタカー
- 9 医療施設(薬局含む)
- 10 冠婚葬祭・イベントホール等のコンベンション施設
- 11 大学・専門学校又は専修学校
- 12 公衆浴場

## 補助金の積算条件

- 補助対象融資額の上限:5億円  
※5億円超も対象。ただし、補助対象は5億円まで
- 補助対象融資期間:1年以上10年以下  
※10年超も対象。ただし、補助対象は10年まで
- 補助率:1%

## 補助金額の算出式

$$\text{利子支払額 (最大10年間)} \times \frac{5\text{億円}}{\text{借入額}} \times \frac{1\%}{\text{借入利子}}$$

(5億円未満の場合は5億円) (1%未満の場合は1%)

詳しくはコチラから



POINT

01

## 上越妙高駅周辺地区商業地域

# レンタルオフィス・サポート事業補助金

賃貸オフィスに入居する企業の家賃の一部を補助します。  
1企業につき1年間に最大100万円を3年間補助します。

## 補助対象者

上越妙高駅周辺地区商業地域内において、賃貸オフィスに新たに入居する企業の方  
※ただし、市内企業の移転は現事業所を維持した進出に限る。(新規事業の実施、業務の拡大など)

## 補助内容

賃貸オフィスに新たに入居する企業に対し、下表の割合で家賃の一部を3年間補助します。  
補助金の限度額:年100万円(1,000円未満切り捨て)

	1年目	2年目	3年目
補助金の交付割合	1/2	1/3	1/4

## 対象業種

- 1 IT・情報産業
- 2 金融・保健業のうち、銀行業及び証券業、保険業
- 3 建設業
- 4 製造業
- 5 運輸業
- 6 卸売業
- 7 不動産業、物品賃貸業
- 8 学術研究、専門・技術サービス業
- 9 サービス業のうち職業紹介・労働派遣業などの事業所、営業所

## 補助金の認定要件

- 20㎡以上のオフィスで、常時勤務する者が2人以上必要です。
- 賃貸スペースの1/2以上が事務スペースであることが必要です。
- 入居日から2か月以内に申請関係書類を提出してください。
- 上越妙高駅周辺地区商業地域において、令和8年3月31日までに営業を開始する必要があります。

詳しくはコチラから



POINT

02

## 上越妙高駅周辺地区商業地域

# 企業設置等奨励金

対象施設の固定資産税相当額(土地を除く)を奨励金として交付します。

## 補助対象者

上越妙高駅周辺地区商業地域内において、上越市が指定する施設を新設する事業者の方

## 補助内容

施設等の営業開始日の属する年の翌年4月1日を初日とする年度以降、下表の年度間、この申請によって取得した固定資産税相当額(土地を除く)に次の割合を乗じて、奨励金を交付します。  
奨励金の限度額:年500万円(1施設当たり)

	第1年度	第2年度	第3年度
奨励金の交付割合	100/100	60/100	40/100

リースによる償却資産に対しても奨励金を交付します

リース取引により賃借する償却資産について、賃借料に含まれる固定資産税相当額に、上記交付割合と同様の割合を乗じて奨励金の交付を受けることができます。

## 対象施設

- 1 オフィス
- 2 貸ビル(テナントビル)
- 3 宿泊施設
- 4 飲食店
- 5 小売店
- 6 金融機関
- 7 郵便局
- 8 観光案内
- 9 トラベルデスク
- 10 バス・タクシー
- 11 レンタカー
- 12 医療施設(薬局含む)
- 13 冠婚葬祭・イベントホール等のコンベンション施設
- 14 学術又は開発研究機関
- 15 大学・専門学校又は専修学校
- 16 公衆浴場

※ただし、次に該当するものは対象外です。

- 事業の用に供する車両を保管する施設
- 上越市企業振興条例における奨励措置(資金の融資を除く)を受けた工場等

## 補助金の認定要件

- 工事着手前に対象事業者認定申請が必要です。(工事着手済みの事業は補助対象になりません)
- 上越妙高駅周辺地区商業地域において、令和8年3月31日までに営業を開始する必要があります。

詳しくはコチラから



※POINT1・POINT2・POINT3の事業において次に該当するものは対象外です。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設
- 宗教活動又は政治活動を行う施設
- 公序良俗を維持する観点から適当でないとして市長が認める施設

## 補助金申請イメージ

